

令和元年度 「里塚斎場で使用する電力」の一般競争入札に係る質問・回答

No.	質問事項	回答
1	入札書、誓約書等に記載する日付は作成日でよろしいか。	お見込みの通りです。
2	請求について、供給施設内に入居している企業はいるか。いる場合、企業ごとに請求書を発行することはできないが、了承してもらえるか。	常駐企業はおりますが、請求は当方宛のみで分割等を行う必要はございません。
3	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備、及び引き込み位置の移設、変更等、電力の契約に影響する工事予定がある場合、対象施設と施工内容を教えてほしい。	工事等の予定はございません。
4	一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じてもらえるか。	一般送配電事業者の単純な料金改定による値上げに係る協議には応じません。しかしながら、契約書(案)第12条に基づくものは協議を行います。
5	請求書を郵送の代わりにWEBからダウンロードにて対応してもらえるか。	WEBからダウンロードした書面については請求書としてはみなすことができません。
6	検針結果は請求書の内訳をもって検針票に変えることを了承してもらえるか。	契約書(案)第9条及び第11条にて「最大需要電力及び使用電力量を発注者に通知し、検査に合格した時には、電気料金の請求をすることができる」としております。よって、計量結果の通知を請求書で代替することはできません。
7	契約書第5条の権利義務の譲渡等の条文について、以下に変更又は追加をすることは可能か。 「ただし発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。」	資金調達のための売掛債権の譲渡は想定しておりませんので、事前協議があった場合には承認いたしかねます。ご了承ください。

8	質問事項	回答
9	<p>契約書の「計量及び検査」に関する条文について、次の通り変更または追加することは可能か。「計量は毎月1日午前0:00に行う」</p>	<p>契約書(案)第9条の規定に基づき、検針日については協議により各月ごとに定めることとしております。そのため、現段階で各月一律に決定することはできません。</p>
10	<p>契約保証金免除について、規則によると過去2年間に同規模の電気の入札をしていた場合免除とあるが、規模とは何をさすのか。上記証明のため追加で提出するものはあるか。追加の提出書類が契約書の機密保持のため一部黒塗りすることは可能か。提出期限はいつまでか。</p>	<p>ご質問の「規模」とは、契約電力及び使用電力量とご理解ください。また契約に際し、当方で同程度の契約実績が確認できない場合に限り、追加で実績を証する書類の提出を求めることがあります。その場合、契約相手方、契約電力、使用電力量以外の項目については黒塗り等の処理をしていただくことに問題はございません。</p>
11	<p>入札説明書3(5)より「見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること」とあるが、契約単価積算内訳書では入札金額の算定方法について「合計金額の100/108相当額」となっている。本入札においては消費税を何%で算定すればよいか。</p>	<p>本入札においては、入札説明書の10%にて消費税を算定していただきますようお願いいたします。 また、算定方法の記述を現状のまま入札をいただいても問題ございません。(特に修正の必要はございません。)</p>
12	<p>開札日から供給開始日までの期間が短い場合や契約電力が500kwを超える需要場所においては、短期間での電力会社の切替作業が難しい場合があるが、本入札案件について一般送配電事業者に切替可能なスケジュールであるか確認しているか。確認している場合、小売電気事業者から一般送配電事業者への切替手続きの申込期限はいつか。</p>	<p>小売電気事業者の切替手続き申し込み期限は令和元年9月17日(火)と確認しております。</p>
13	<p>旧一般電気事業者と同様の付帯契約(蓄熱割等)の適用ができないが了承してもらえるか。</p>	<p>問題ございません。</p>
14	<p>自家発補給電力の契約はあるか。ある場合、契約電力(kW)、及び使用月、未使用月とその予定使用電力(kWh)を教えてください。</p>	<p>ございません。</p>
15	<p>契約単価積算内訳書に社名を記載するが、社印の押印は必要か。また同書を提出する際にホチキス止めや割印等は必要か。</p>	<p>契約単価積算内訳書に押印は必要ありません。また、提出時のホチキス止め、割り印も必要ございません。</p>
16	<p>契約締結時、契約内容の一部変更したい場合、協議を行うことは可能か。契約書変更が不可能な場合、協定書を別途締結させていただくことは可能か。</p>	<p>各種変更事項等が発生した場合、契約変更に関する協議に応じる項目は契約書に記載しておりますのでご確認ください。なお、どの場合におきましても、別途協定書等の取り交わしは行いませんのでご承知おきください。</p>

8	質問事項	回答
16	旧一般電気事業者において燃料費調整単価の算定方法の見直しが行われた場合、本契約においても同様に見直しが行われるものと考えてよいか。それとも契約時の燃料費調整単価の算定方法のまま、契約期間内は変更なしとなるか。	燃料費調整単価については、見直し協議に応じます。